

特別寄稿



(傍線は編集者)

宇部市男女共同参画推進条例が先例にならないために

北京JAC山口事務局長

小柴久子

ご存知でしょうか。宇部市男女共同参画推進条例を。20世紀初頭に戻ったような条例である。よく、「どうしてこんな条例が通ったのか、お気の毒に。宇部は相当保守的な町なのね」と慰められるが、この問題は決して宇部市だけの特異な問題ではないのかもしれない。あなたの町でも起こる可能性もなきにしもあらず。いくつか問題点を、参考にして欲しい。

宇部市って決して保守的な町ではない。意外に新らし物好きな市民である。女性市議は42名中6名、県会議員は4名中2名いる。昨年度まで、それなりに男女共同参画政策女性行政を進めてきたが、いかに基礎のない建物であったかを思い知らされた。今まで右派の反発を招きながらも、第一線で課長として頑張ってきた女性が今春定年退職した。その後の男女共同参画課は右派の思うがまま。庁内で誰も条例を守ることはできなかった。審議会のメンバーすら、自分たちの作ってきたものに対して守ろうとした動きはなかったし、危機感を一般市民に知らせることもなかった。市民とのパートナーシップのない行政は、対抗する術を持たなかった。

市は2001年10月末、審議会に条例についての諮問し、02年1月末には答申している。11月～12月に市のホームページで意見募集をしたのみで、とにかく急いでいた。ゆっくり時間をかける、市民の意識の高揚を図るものではなかった。そうしてできたものを、右派議員がストップをかけた。半数以上の議員が彼に追随し、条例は通りそうもなかった。市長は6月議会に上程すると約束していたためか、7月の男女共同参画宣言都市サミットのみやげにするためか、とにかく条例を通すことに専念した。そのためには、右派の要望を飲まざるを得なくなったと推察する

この右派とは、「新しい歴史教科書を考える会」系の日本会議、佛所護念会教団、新生佛教教団、日本青年協議会、琴崎八幡宮、男女参画を考える宇部女性の会、やまぐち女性フォーラム宇部という団体である。この団

刊行物
11.19
女性教育会館
山教育センター

「らしさ」って？ 堂本知事と自民県連激突

千葉県男女共同参画条例案の争点

内容	自民党県連の修正要求	県の回答
【個性や能力が発揮される教育活動の促進】性別にかかわらず、個性や能力を十分発揮することができるようになる取り組みを促進する	「性別にかかわらず」を削除するか、例えば「互いの違いを認めつつ」に変える	修正しない
【生涯における女性の健康支援】性及び子を産み育てることについて、理解を深め、自らの意思で決定することができるよう性教育を充実、促進する	「自らの意思で決定することができるよう」を削除	修正しない
【家族経営協定】農家などの夫と妻ら家族が収益の分配、就業時間を文書で取り決める「家族経営協定」の締結などの働く条件の整備を促進する	家族関係に文書による取り決めはなじまない。削除あるいは「家族経営協定」について別の表現を	家族経営協定と説明の「文書による」部分を削除
【入札参加資格審査に当たっての配慮】男女共同参画の促進の取り組みの状況を考慮することができる	入札条項は企業の自由な活動を妨げる。削除あるいは一般的で分かりやすい表現に	全文削除



性差解消に風当たり強く
相次ぐ論争

山口県宇部市の男女共同参画推進条例(6月制定)では「男らしさ女らしさを一方的に否定する」

ことなく男女の特性を認め合う」「専業主婦を否定しない」との文言が盛り込まれた。千葉市は8月、有識者でつくる「男女共同参画懇話会」(会長、藤本幹子・千葉経済短大教授)の提言を得て、条例の要綱案を公開した。ところが、提言にはなかった「女らしさ、男らしさ」という言葉に端的に表される、性別により男女に一定のあり方を期待する意図は、歴史的、文化的伝統に根ざしており、一方的に否定されるべきでない」との文言が盛り込まれた。

自民党法務部会が今春、国会下程を目指し、夫婦別姓法案を論議しようとしたところ、党内の反対運動が活発化し、上程の見通しが立たずにいる。

文部科学省の委嘱で日本女性学普及財団がつくった子育て支援パンフレットに対し、民主党議員が4月、「行き過ぎたジェンダーフリー(社会的、文化的な性差の解消)ではないか」と国会で取り上げた。

同参画社会基本法を制定した後、各地の自治体で条例づくりが進んでいる。男性が働き、女性が専業主婦という世帯を中心にした年金や税金の社会政策の見直し論議も本格化しつつある。

体が5月に提出した要望書には、条例を作る必要がないこと、作るならば7項目を盛り込むことを要望している。7項目すべてを飲まざるを得ない事情についてはわからないが、上程されたものには7項目すべてを含んだものになっていた。それを市民が知ったのは議会が始まってからである。

女性議員はというと、右派に追随する議員もいたし、右派に切り返せる議員がいなかった。頑張っていた与党議員も、「この条例が通らなかつたら市長の首が危ない」と脅され、切り崩されていく。一部野党議員たちが議会中に頑張ったが、焼け石に水。遅すぎた。今まで、議員たちは男女共同参画について理解できないまま議案を通してきたのかと思うほど力が無かった。上程された案に反対5だけで、修正もなく可決した。

この右派の動きは宇部市だけではなく、日本全国で巻き起こっているものであったが、そのことを念頭において動いた市民が何人いただろうか。つまり、敵を全く知らなかったのだ。知っていた人がいたかもしれないが、お互いの情報開示がなされなかった。この情報不足は決定的であった。この全国的バックラッシュの動きをいち早く知り、手が打てたのが新潟県であった。その動きすら知らなかった。市内の女性だけで、署名集めをし、集会も開いた。行政の内部事情がまったく流れず、まさかここまでひどいものが、上程されるとは夢にも思わなかった。悲壮感もなかった。しかし、同日同時に二つの集会が開催され、右派の方が圧倒的に人を動員した。これは、「世論は右派にあり」と見なされる結果となってしまった。市を二分したこのような集会も、多くの市民は無関心。ひどい条例ができたということすら知らない人も多い。

多くの女性が苦しみ、やっと手に入れようとした条例が、再度女性たちを縛りつけようとするなら、条例がない方が「まし」である。宇部市の場合にはあまりにも悪条件が重なった例かもしれないが、先例として他の市町村に影響を及ぼす可能性があるという意味においても、この条例の責任は大きい。またそれを容認した宇部市民の責任も大きい。

今、千葉市の条例が危ない。右傾化した条例をつくるとその市の恥という意識を市長、行政は持ってもらわなければならない。そのためにも全国からFAXを送ろうという運動が盛り上がっている。全国の女性たちが力を合わせていけばきっと成功すると思う。宇部市の条例と同じ6月議会で福井県武雄市ではすばらしい条例が通った。行政は住民の力を信じて、情熱を持って、丁寧に作ればいい条例ができると確信している。萎縮することなく、女性たちのネットワークで、このバックラッシュをはねのけよう。

バックラッシュ(反撃)をはねのけよう

一条例は家庭・家族を破壊するか

恐ろしいものである。地方条例作りは天下のお墨付きだと思っていたのにここにきておかしい雰囲気が出てきた。文言をいじって条例の中身を骨抜きにしているのである。男性議員たちだけでなく女性議員も気炎をあげているようで、この人たちは「権力」をもっているのでは簡単にはすまない。なぜ今になってからなのかよくわからないが、国の基本法が出来る前には中間素案も出て、法の精神、文言、言葉の1つ1つについて詳しくもまれているのにそのときに出さずに地方におりてきてからわいわいいうのはおかしいと思う。なぜなら、地方条例は国の基本法を受けてさらに詳しく作られるからである。反対者はよくわからないままに文言の1つ1つに過激な自己解釈をして意気込んでいるのだろう。

押し付けの「らしさ」は可能性をつぶす

反対派は「性別にかかわらず」という文言を攻撃した。これは「女らしく・男らしくして男は仕事に精出し、女は家庭を守る」のが本筋といたいわけであろう。今、どれだけのおんなや男たちがこれにプレッシャーを感じているだろうか。つまり女は研究室に閉じこもってノーベル賞級の研究をしてはいけないし、男が編物に興味をもって編物界のNO.1になってはいけないのだ。こんなことになると日本の伝統たる「らしさ」を壊すそうだ。既成概念に挑戦するものこそ新しい世界を作り出す開拓者なのに！それには女も男もないし、あつてはたまらない。

条例は専業主婦を否定するか

とんでもないといいたい。どんな生き方を選ぶかはその人の選択であつて法はそこまで踏み込まない。むしろ、妻だから、主婦だから、といて夫や子どもたちの、ましてや婚家先の所有物でないことをうたっているのだ。専業主婦も含めた、女性の人間宣言といつてもいい。

「生む、生まないを自己決定する」ことはフリーセックスや中絶を助長するか

ここは【生涯における女性の健康支援】の中身の理解不足だろう。ここは北京行動綱領の重要領域を読めば、これがいかに今日的、かつ過去からの継続的問題かがわかる。また、2000年国連人口基金が出した白書とあわせると、涙なしでは読めないほどその必要性が身にせまってくる。いわく、望まない妊娠8000万件、年間5000万件の人工中絶でそのうち約78,000人の母体が死亡、そして男性より200万人も多いエイズ感染、女性への暴力も後を絶たず、性行為を強要されている。毎年400万人の女性や女兒が結婚、売春、奴隷的労働のために売買されていく。主として開発途上国やアフリカ、アジアということだが、白書はこうした性差別を解消するには男性の理解と協力が不可欠としている。地方条例がこの重要性を今日の国内問題と照らし合わせて、男女がお互いの身体を尊重するような施策や教育方針を立てようとするのは、女性にとってよるこびでこそあれ、反対する理由はなにもないはずである。